

川島小学校統廃合実施方針（案）

令和4年9月
辰野町教育委員会

1. 方針決定の背景

(1) 辰野町立小・中学校あり方検討委員会での検討・提言

川島小学校のあり方については、平成27年12月18日の町教育委員会において、少子化に伴い学校の適正規模・適正配置の検討が必要であるとの見解から、未就学の子どもを持つ川島区内の家庭との懇談会を開催したところから始まりました。

その後、町総合教育会議において、学校の適正規模・適正配置についての検討を始めることを確認し、具体的な検討に着手しました。10回のあり方検討委員会では、他市町村の事例に学び、町内全小中学校の視察を行いながら様々な角度からご意見をいただき、これからの社会で生き抜いていくために求められる学校における学びの集団として、学級規模の最低基準を概ね10名とする提言を取りまとめました。

(2) 川島小学校の現在の状況と今後の見込み

川島小学校の令和4年7月1日現在の児童数は11名で、児童のうち約半数が小規模特認校制度により川島地区外から通学しています。

また、学校規模について学校教育法施行規則では、12学級以上18学級以下を一般的に標準規模校（適正規模校）とし、複数の学年を一緒にする複式学級で構成する3学級以下の学校を「極小規模校」としています。

現在、「極小規模校」に該当する川島小学校は、新入生がいない年が続くことも想定される厳しい状況に置かれています。

(3) 統廃合の必要性

これからの子どもには、一人一人が多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となり得ることを期待し、文部科学省は「学習指導要領」において、「主体的・対話的で深い学び」の実現を掲げました。

これを受け、子どもどうしが課題に対して共に意見を出し合い、共に意見を深めながら追求し、自分たちで答えを導き出す、互いに切磋琢磨し、共に学び合う、共に創り上げる教育環境を実現するため、学びの集団として最低基準の人数を確保する必要があります。

- ①学校は、異学年どうしの関わりが必要
(温かな心の醸成が期待できる)
- ②学校は、同学年どうしの関わりが必要
(温かな心の醸成とともに学びをより深め、社会の様々な事象の基本を学ぶことができる。さらに、より人の心の痛みや人の心の温かさを自分に重ねて理解することが期待できる)

2. 川島小学校の統合先

川島小学校の統合先は、辰野西小学校とします。

3. 統廃合に向けての準備

現在、川島小学校に通う児童に対しては、最大限の配慮を行います。

- ①3年間の統廃合猶予を図り、この間は川島小学校にて通常の教育活動を推進する。
- ②通常の教育活動、学校・学年行事等において、町内他校との交流活動を推進する。(オンライン学習、共同学習・共同活動等)
- ③保護者とは児童の統廃合後の就学先、統廃合後の配慮事項等の確認を行うため、懇談を続けていく。
- ④未就学児童をお持ちの保護者とも協議を進める。

4. 統廃合の具体的な配慮事項

(1) 現在、川島小学校に在籍している児童

①町内在住者への配慮事項 (特認校制度活用児童を含む)

- ・辰野西小学校以外の町内他の小学校への就学を希望した場合、通学手段を含め当該児童が小学校を卒業するまでの間保障する。
- ・通学手段とはスクールバス等の確保であり、通学に関わる保護者の経済的負担は求めない。

②町外から就学している児童への配慮事項

- ・町内に住所を移した上で町内小学校への就学を希望した場合、当該児童が小学校を卒業するまで上記(1)①同様に就学の保障を行う。
- ・町内に住所を移さず町内小学校への就学を希望する場合は、現行どおり保護者の責任において通学させるものとする。ただし、小学校卒業の段階で町内に住所を移して辰野中学校に入学させるか、町外の中学校に入学させるかを判断していただく。

(2) 統廃合決定後に川島小学校への就学を希望する児童が出た場合

- ①統廃合されるまでは川島小学校への入学を許可するが、統合した時点で基本的には統合先の辰野西小学校への就学となる。
- ②統合時点で辰野西小学校以外への就学を希望した場合は、当該家庭の責任で通学していただく。

5. 統廃合後の就学についての配慮事項

スクールバスによる通学を基本とします。(通学に係るバス代等の保護者負担は求めない)

6. 川島区に住所を有し、現在辰野西小学校に通っている児童への配慮事項

- ①スクールバスによる通学を基本とする。(既に実施済み)
- ②バスの発着場所、乗降者のバス停は、今後も保護者の希望を受けて柔軟に対応する。
- ③通学手段の選択肢拡大として、スクールバス以外に町バス乗車を希望する場合は、回数券を購入いただき町バスを利用する。

7. その他

- ①各小学校の通学区指定は引き続き維持するが、事情により指定校以外の小学校への就学を希望する場合は、町教育委員会において弾力的に対応する。
- ②町内小学校内に、学校生活や学び等に疲れたときに一時的に避難し、通常のカリキュラムから離れた学び、生活ができる場所を1か所開設する。(自然と関わる体験、ゆっくりとしたカリキュラム・学習進度)

8. 統廃合の先にある学びの姿

「辰野町が目指す教育ビジョン」(別紙)